

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [就業規則](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

就業規則

5 就業規則

Q 会社は、60歳の定年後も5年間働くことができる嘱託雇用制度を導入することになり、これにともない就業規則の改正を行い、賞金のうち年功給について昇給停止年齢を57歳から50歳に引き下げることにしました。このような改正は合理性があるでしょうか。

POINT

- 常時10人以上の労働者を雇用する使用者は就業規則を作成する義務があります。
- 就業規則の不利益変更については、変更の内容・変更の必要性の両面につき合理性を有するかどうかによって判断されます。
- 就業規則の不利益変更の合理性は、変更の程度・内容と変更の必要性との比較衡量を行い、変更の社会的相当性を考察し、関連の労働条件改善の有無・内容を衡量し、さらに労働組合との交渉過程等を含め総合的に判断します。

1. 就業規則の作成義務

A 労基法は、常時10人以上の労働者（パートも含み一時的に10人未満となる場合も該当）を使用する使用者に対して就業規則の作成義務を課しています（労基法89条）。そして、法令・労働協約に反しない限りで、就業規則に定める労働条件の基準に達しない労働契約の部分を無効とし、無効となった部分は就業規則に定める基準によるとしています（労基法92条・労契法12条）。

わが国では、これまで雇用の際に明文の雇用契約書を交わす慣行がなく、これは雇用をめぐるトラブルが頻発する要因でもありますが就業規則の有する意義が格段に大きいということでもあります。

そこで、労働者の意見聴取の義務があるとはいえ、使用者が一方向的に定める就業規則がなぜ労働条件を規律しうるのか法的に問題とされ、就業規則がどのような法的性質を有するのか、その法的拘束力の意味についてこれまで論争されてきたところです。

2. 就業規則の不利益変更

とくに、使用者が就業規則の規定による労働条件を不利に変更した場合、それに反対する労働者を拘束することについての法的な説明については、学説上大きな対立があります。

しかし、この点について、判例は、最高裁が秋北バス事件（大法廷判決昭43・12・25）において、就業規則の不利益変更については「合理性」によって判断するという考え方を示して以降、判例法理を積み上げてきており、このような判例の考え方は、平成20年3月施行の労契法9条、10条において法定されました。

すなわち、就業規則の不利益変更については、「労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき」、合理性が認められるとされました。

ご相談の場合、雇用の延長となる嘱託雇用につき、高齢者雇用安定法の立場から考えても、労働条件改善面としての評価は分かれ、ただちにこれにより不利益変更を肯定する判断材料とはならないでしょう。しかし、年功給の昇給停止年齢の引き下げそれ自体については、その実態にもよりますが、現在のような経営環境のなかではまったく社会的相当性を欠くということは難しいかもしれません。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.